

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る法人二税の申告期限延長の取扱いについて

栃木県

栃木県では、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、法人二税の申告・納付期限の延長申請について次のとおり取り扱うことといたします。

1 確定申告について

以下の方法により延長申請を受け付けます。

(1) 申告書の提出前に延長申請をする場合

栃木県県税条例第 13 条第 2 項又は地方税法第 53 条、第 72 条の 25 第 2 項ほか（第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む）に基づき申請書を提出してください。その際、「国税に提出した延長申請書の写」又は「代表者の印がある期限内に申請ができない経緯をまとめた任意の様式」を添付してください。

詳細については、[「災害（地震・風水害等）による被災者に係る申告・納付等の期限の延長等について（法人県民税・事業税等）」](#)を参考としていただくようお願いします。

(2) 申告書の提出と同時に延長申請をする場合

○右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載した法人税申告書控の写し

○e-Tax で提出した「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のある「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の写し

のいずれかを添付し法人税の申告から概ね二週間以内に法人二税の申告書を提出してください。その際、別途申請書の提出は必要ありません。この場合、申告・納付期限は当該法人二税の申告書の提出日となります。なお、(1)の方法により申請を行うことも可能です。

2 その他申告・申請等について

栃木県県税条例第 13 条第 2 項の規定により、申請書を提出してください。その際の添付書類については 1 の(1)の方法に準じてください。

3 電子申告について

eLTAX を利用して申告等の提出をする場合、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請（eLTAX 様式）」の添付により、延長申請を行うことも可能です。

詳しくは [eLTAX ホームページ](#)をご確認ください。

お問い合わせ先

	管轄する区域	電話番号
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3003
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6203
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2135
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3411
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	0287-43-2171
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4171
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1411
県税務課		028-623-2104